

学校法人京都橘学園財務書類等閲覧規程

(2006年10月23日制定)

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第47号第2項に基づき、学校法人京都橘学園(以下「学園」という。)の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事作成の監査報告書(これらを以下「財務書類等」という。)の閲覧について、必要な事項を定めることを目的とする。

(財務書類等の閲覧)

第2条 学園は、この規程の定めに従い、財務書類等を学園に在学する者その他の利害関係人の閲覧に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、閲覧に供さないものとする。

- (1) 学園が定めた閲覧申請時間外又は休業日に閲覧申請がなされた場合
- (2) 学園を誹謗中傷することを目的とするなど閲覧の目的が不法、不当な目的である場合
- (3) 財務書類等に公開すべきでない個人情報が含まれている場合
- (4) 財務書類等の公開によって学園の経営・運営が重大な影響を受けるおそれがある場合
- (5) その他学園が公開すべきでない判断する正当な理由がある場合

(閲覧に供する財務書類等の範囲)

第3条 前条に基づき学園が閲覧に供する財務書類等の範囲及び内容は、学園が指定した範囲及び内容とする。

(閲覧申請できる者の範囲)

第4条 財務書類等の閲覧を申請できる者は、次のものとする。

- (1) 学園の設置する学校に在学する生徒、学生及びその保護者
- (2) 学園に雇用されている教職員
- (3) その他学園と利害関係がある者

(閲覧の申請)

第5条 財務書類等の閲覧をしようとする者(以下「閲覧申請者」という。)は、学園のホームページより学園所定の財務書類等閲覧申請書の交付申請を行い、当該申請書に、所定の事項を記入して、学園の法人事務室に閲覧申請をしなければならない。

(閲覧申請に対する審査等)

第6条 学園は、前条の閲覧申請書が到着した日から起算して3日(学園が定めた休日を除く)を経過した日以後開催される直近の学内理事会により、閲覧を希望する財務書類(以下「閲覧希望申請書類」という。)について次号に定める審査を行い、閲覧申請者に対しメール又は電話にて通知する。

- 2 学園は、前条の閲覧申請に対し、第2条第1項ただし書の各号の一に該当する場合かどうか、閲覧希望書類が第3条の閲覧の範囲に含まれるかどうか、閲覧申請者に合うかどうか、第4条の閲覧することのできる利害関係があるかどうか等について必要な審査をする。

- 3 学園は、閲覧申請者に対し、前項の審査のために、裏付け資料の提出又は提示を求めるものとする。
- 4 学園は、第1項の審査の結果、第2条第1項ただし書の各号の一に該当する場合であること、閲覧希望書類が閲覧に供される書類ではないこと又は閲覧申請者に利害関係がないものと判断したときは、速やかにその旨を閲覧申請者に伝えて、閲覧を拒絶することができる。
- 5 閲覧希望書類を速やかに閲覧に供することができない場合は、学園は、閲覧に供す日時を指定することができる。

(閲覧の日時)

第7条 財務書類等を閲覧できる日時は、就業規則その他において定める学園の就業日の月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、11時10分から12時10分までは除く。

- 2 財務書類等の整理その他の都合により、前項の閲覧時間を変更し、又は臨時に閲覧休業日を設けることがある。

(閲覧の場所)

第8条 財務書類等を閲覧できる場所は、学園の法人事務室内の学園が指定した場所とする。ただし、学園の都合により、その場所を変更することがある。

(閲覧する者の遵守義務)

第9条 財務書類等を閲覧する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 学園から指定された日時に、指定された場所において、閲覧すること。
- (2) 閲覧に当たっては、学園担当者の指示に従うこと。
- (3) 財務書類等を破損し、汚損し、又は書き込みをしないこと。
- (4) 財務書類をコピーし、又は撮影をしないこと。
- (5) 閲覧に必要な時間を経過したときは、速やかに閲覧を終了すること。

(閲覧時の立会い)

第10条 学園は、必要に応じて、閲覧申請者の閲覧に際し学園担当者を立ち合わせることができる。

(閲覧の停止)

第11条 学園は、閲覧をする者又は閲覧申請者が次の各号の一でも該当する場合は、閲覧を停止し、又は閲覧を禁止することができる。

- (1) 第9条の各号の一に違反した場合
- (2) 教職員その他の者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある場合
- (3) この規程の定めに違反した場合

(謄写の禁止)

第12条 閲覧書類等の謄写(撮影を含む。)は、認めないものとする。

(事務主管)

第13条 この規程に関する事務の主管は、大学経理課とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会が行う。

(実施細則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、2006 年 10 月 23 日から施行する。
- 2 (経過措置) この規程に基づき学園が閲覧に供する財務書類等は、平成 16 年度の会計決算時以降に作成したものに限りとする。